

国際刑事裁判所初のルバンガ事件判決の意義と課題

著者	稲角 光恵
雑誌名	金沢法学 = Kanazawa law review
巻	55
号	1
ページ	63-79
発行年	2012-07-31
URL	http://hdl.handle.net/2297/32149

《判例研究》

国際刑事裁判所初のルバンガ事件判決の意義と課題

稲角光恵

- 一 はじめに
- 二 事件の概要と判決概要
- 三 ルバンガ事件の特徴と本件が示すICCの課題
 - 1 複雑かつ長期化した裁判手続
 - 2 関係国からの事態の付託に基づく捜査開始
 - 3 子ども兵士に関する犯罪
 - 4 罪状決定における検察官の裁量と性犯罪
 - 5 被害者の手続参加と被害者救済制度
 - 6 情報源に関する守秘義務と公正な裁判を受ける権利との対立
 - 7 手続違反についての被告人の救済手段
- 四 おわりに

一 はじめに

二〇二二年三月一日、国際刑事裁判所 (International Criminal Court、以下ICC) はICC創設後最初となる判決——ルバンガ事件判決¹——を言い渡した。ICCを設立するローマ規程が発効した二〇〇二年から一〇年を経

て、ICCはようやく判決という成果を結実するに至ったのである。ルバンガ事件判決は、歴史上長らく希求されてきた常設的な国際刑事裁判機関であるICCが史上初めて下した判決として注目されるとともに、子ども兵士や性犯罪といった国際法上の犯罪の問題や、被害者参加制度及び証人保護と被告人の公正な裁判を受ける権利との相克といった裁判手続に関わる諸問題を内包した事件であるため、現代国際刑事法の試金石として今後多くの論評が行われるであろう。本稿はルバンガ事件判決の特徴を概括し、その問題点を指摘した上で、ICCの意義と課題について検討する。

二 事件の概要とICCの判決

ルバンガ事件は、コンゴ民主共和国における武力紛争に関わる事件である。コンゴ民主共和国では九〇年代から土地や天然資源の分配をめぐる部族間の対立が治安を不安定にしていたところ、二〇〇二年と二〇〇三年には益々部族間紛争が激化し、多くの市民が虐殺や暴力行為の犠牲となり、難民も多く発生する事態に陥った。このような事態に至り、コンゴ民主共和国は二〇〇四年三月、自国内で二〇〇二年七月一日以降に犯された犯罪を対象としてICCに事態を付託したのである。同国からの招来を受け、ICC検察局が同国の事態について捜査を行った結果、訴追した事件が本稿が注目するルバンガ事件であった。

本件の被告人トマ・ルバンガ・デーロ (Thomas Lubanga Dyilo) は、コンゴ民主共和国のIturi地域において二〇〇二年から二〇〇三年にかけて活発に活動していた反乱組織であるコンゴ愛国同盟 (Union des Patriotes Congolais (UPC)) の創設者兼元指導者であり、この同盟の武装部隊であったコンゴ解放愛国軍 (Forces Patriotiques pour la Libération du Congo (FPLC)) の元司令官である。ICC検察局は捜査後、ルバンガを子ども兵士に関する戦争

犯罪の容疑で訴追したのである。二〇〇七年一月二十九日、第一予審裁判部はルバンガの容疑の犯罪事実が以下の二点である点を確認した。

(1) 二〇〇二年九月初旬から二〇〇三年六月二日までの間に国際武力紛争において行われたICC規程
第八条二項 (b) (xxv) の戦争犯罪、並びに

(2) 二〇〇三年六月二日から二〇〇三年八月二三日までの間に非国際的武力紛争において行われたIC
C規程第八条二項 (e) (vi) の戦争犯罪

犯罪事実が二つに分けられているのは、コンゴ民主共和国における紛争の分類（国際的武力紛争か非国際的武力紛争か）の解釈争いに基づく適用条文の違いが原因であり、ルバンガの容疑が子ども兵士の徴集及び編入及び敵対行為のための使用に関わる犯罪である点で違いはない。

二〇一二年三月一四日に言い渡されたルバンガ事件判決において、第一審裁判部は、二〇〇二年九月から二〇〇三年六月までの間に被告人が関わった子ども兵士の徴集及び編入並びに敵対行為のための使用が非国際的武力紛争における戦争犯罪に該当するとして、ルバンガ被告に対して有罪の判決を言い渡した。裁判所は二〇〇二年九月初頭から二〇〇三年八月一三日までのコンゴ民主共和国の状況は非国際的武力紛争であったと認定した上で、子ども兵士を使用した被告人の有罪を全員一致の評議で判断したのであった。判決は個別意見等も含めて全体で六二四頁にもわたり、膨大な事実記述と証拠証言の検証を含むものであり、Adrian Fulford 判事の個別意見と、「個別及び反対意見」と題されたElizabeth Odio-Benito 判事の意見を伴うものであった。Fulford 判事の個別意見は、ICC規程第二五条三項 (a) の要件について予審裁判部が用いた犯罪管理の原理 (control of the crime theory) を批判す

るものであった。他方、Otdio-Benito 判事は、多数意見が子ども兵士の徴集及び編入並びに使用の定義を明確にしている点や、裁判所が被害者と証人という二重の地位を認定する態様、ビデオ証拠の証拠価値について異論を唱えたのである。また、Otdio-Benito 判事は、その意見において、ジェンダー犯罪が子ども兵士の徴集等の罪の影に隠れている事実を強調したのであった。このように若干の個別及び反対意見はあれど有罪との評決は全員一致で下された。被告人の刑罰量刑については、七月一〇日、一四年の禁錮刑が言い渡された。

三 ルバンガ事件の特徴と本件が示す ICC の課題

本章では、ルバンガ事件の特徴を取り上げる。ルバンガ事件は、その裁判手続の複雑さと長期化が顕著であるが、犯罪行為地国からの事態付託により捜査開始された事件であること、子ども兵士に関する犯罪について ICC が扱った初めての事件であること、被告人が犯した性犯罪が取り上げられなかったことから罪状決定における検察官の裁量が問題視されている点、被害者の手続参加制度と被害者救済制度の試金石となった点、検察官の情報収集方法への批判があり、被告人の公正な裁判を受ける権利が十分に確保されたか疑問とされた点、並びに ICC における手続違反について被告人を救済する手段に関する問題の存在を浮き彫りにした点を、本稿では指摘する。

1 複雑かつ長期化した裁判手続

ルバンガ事件の特徴の一つは、ICC において展開された複雑かつ膨大な数の裁判手続攻防にあり、これは本件の事件処理の長期化を招いたものである。そこで ICC におけるルバンガ事件の手続行程の幾つかについてここで述べよう。ただしルバンガ事件については、裁判管轄権の有無に関わる抗弁や証人喚問・証人保護に関わる手続な

ど膨大な数の決定があり、本件の手続すべてを網羅してここに紹介することはできないので、本稿で指摘する問題点及び課題の分析に関連する手続過程のいくつかのみを紹介することにとどめたい。本稿の関心ある関連手続に限定してすら本件の手続の複雑さと煩雑さが以下十分に読み取れることであろう。

二〇〇六年二月一日にICCの予審裁判部が発付したルバンガ被疑者に対する逮捕状の下、三月一七日にコンゴ民主共和国とフランス政府及び国連コンゴミッション(MONUC)の協力の下、同被疑者の身柄はICCに移送された。その後、ルバンガ被疑者は二〇〇六年三月二〇日に初めてICCの法廷に出廷し、ICCにおける手続が本格的に開始された。予審裁判部は二〇〇六年一月から公判前の犯罪事実の確認手続を実施し、二〇〇七年一月、前述の二つの犯罪容疑事実を確認するに至った。

上述のように身柄確保と容疑の確認が終了した後は予審段階から公判へと着々と進行すると思われたが、しかしその後の手続は円滑とは言い難いものであった。二〇〇八年六月一三日、第一審裁判部は、証拠収集の際に検察が情報提供者と交わした守秘義務に関する合意が弁護を準備する被告人の機会を不当に奪うものであることに不満を示し、検察の手にある証拠の開示は被告人の公正な裁判を受ける権利の基本的な要素であるところ、規程第六四条二項及び三項(c)及び第六七条二項の下で裁判所が当該証拠の不開示が被告人の公正な裁判を受ける権利を害するか否かを判断することが妨げられていることから、手続の中止を宣言した³。その後とうとう二〇〇八年七月二日にはこれを原因として第一審裁判部はルバンガ被告人の無条件釈放を許可する命令を発したのである⁴。検察は直ちに反発し、七月一日、検察は証拠開示が可能となったことを根拠として公判の再開を要請し、先の釈放命令の撤回を求めた。しかし第一審裁判部は九月三日、ルバンガ事件の公判手続凍結を維持する決定を下した⁵。これに対して検察は情報提供者がすべての情報開示に合意したためはや問題はないと主張したが、一月二日、上訴裁判部は公判開始を求める検察による上訴を棄却しつつも、ICC規程第六〇条及び五八条一項上の条件に従い拘留継続

続する必要性を考慮に入れて釈放の是非について再検討することを第一審裁判部に求める決定を下したのである。⁶ この上訴裁判部の決定を受け、第一審裁判部は再検討を行った結果、一月一八日、ルバンガ事件の公判手続を凍結していた理由が無くなったことを根拠として手続の再開を宣言し、被告人の釈放も仮釈放も否定したのであった。

二〇〇九年一月二六日に開始された公判は、二〇一一年八月に審理終了するに至ったが、二〇四日間にも及ぶ審理は、公判手続が長期間に渡った点や、六七名の証人という証言聴取の多さが際立っている。さらに、ルバンガ事件の公判は何度か中断され、一時は被告人の釈放までも決定されたこともあった点は、ICC手続の混乱した状況を象徴している。公判は検察官と弁護人に加えて、当初九三名の被害者を代表する八名の法定代理人が参加して行われたのであるが、最終的には手続参加した被害者数は一二九名に上ったのであった。

二〇一〇年七月八日、第一審裁判部は、検察による情報源秘匿により公正な裁判がもはや実施できないとしてルバンガ事件の手続延期を決定し、二〇一〇年七月一五日にはまたもルバンガの釈放を決定したのである。⁸ しかし、手続延期と釈放を命じる当該決定は、一〇月八日に上訴裁判部により覆された。⁹ 上訴裁判部は、手続延期が例外的な救済手段であり、たとえ検察が裁判所の命令に従わない問題が生じていたとしても、迅速な裁判を可能とするためには、手続延期や釈放といった極端な措置を講ずる前に、ICC規程第七条及び手続証拠規則一七一が定めるような他の制裁手段を用いるべきであるとして第一審裁判部の判断を批判したのである。¹⁰

これによりルバンガ事件の公判は再開されたのであるが、二〇一一年にも証人や被害者の身元開示等の問題により手続の中断が提案されていたのであった。このように何度もルバンガ事件は壁にぶつかりながら、ようやく二〇一二年三月一四日の第一審裁判部による有罪判決が言い渡されるに至ったのである。

以上のようにルバンガ事件は複雑かつ煩雑な諸手続を経て判決に至った事件である。これは、ICCでは規程や

手続証拠規則に従って人権保護や適正手続の確保の観点から設けられている手続がもとも複数存在していることや、特にICCでの初めての事件ということもあり審理において解明しなければならない法的問題が多かったことに加えて、関係者の経験不足も原因があったと考える。ICCは国際的機関であり、かつ司法機関であるという自らの使命を十分に把握し、国際人権法が要求する人権基準を遵守しつつ、法定手続主義や適正手続を基本として訴訟手続を積み重ねる丁寧な手法を心がけなければならぬ結果、踏まなければならない手続過程が膨れ上がっている現状をルバンガ事件は示している。他方で、ICCが扱った最初の事件として、裁判官、検察官、弁護人、証人の法定代理人、並びに事務局職員といったすべての関係者が手続に未熟かつ不慣れであったことに起因する処理の混乱は、ICCが経験を踏むにつれ解消されるであろう。しかしICCに対しては適正手続の下で必要とされる手続処理を行いつつ、迅速な裁判を可能とする技術の向上が求められていることも確かである。¹¹⁾

2 関係国からの事態の付託に基づく捜査開始

ルバンガ事件の捜査がICCにおいて開始されたきっかけは、コンゴ民主共和国からの事態付託である。ICCは、①締約国による事態の付託、又は②国連安保理による事態の付託、又は③検察官の職権による捜査開始のいずれかにより管轄権の行使を開始することができる（ICC規程第一三条）。①締約国による事態の付託は、規程第一四条に基づき行われる。付託権限を有する国はICC規程の締約国であればよく、付託される事態又はその事態に関連する犯罪と同国との関係性は要求されない。コンゴ民主共和国は二〇〇二年四月一日にICC規程の条約締約国となったため、この要件を満たしている。しかしながら、コンゴ民主共和国が自国内での紛争に関わる事態を付託したのがルバンガ事件のきっかけであるが、ICCの補完性の原則に従い第一次的に管轄権を有するのが国家であることを念頭にするならば、コンゴ民主共和国自身が同国領域内で侵された国際法上の犯罪について訴追し

処罰する努力を行うべきであり、自らの国家管轄権の行使の放棄ともみなされ疑問視する目もある。逆に、自国領域内で発生した犯罪についてICCの捜査を促した同国の行為は、ICCに対する信頼と法を尊重する国家の姿勢を示したものとして肯定的に評価する声もある。

3 子ども兵士に関する犯罪

ICC規程第八条二項は、一五歳未満の児童を強制的に徴集もしくは志願に基づいて部隊に編入すること、又は敵対行為に積極的に参加させるために使用することを戦争犯罪として禁止している。¹² いわゆる子ども兵士の使用が犯罪化されているのである。ルバンガ事件はICCという場において初めて子ども兵士問題について国際社会の注意喚起を促した事件として意義深い。これまでシエラレオネ特別法廷において子ども兵士に関わる犯罪が訴追されたことはあったが、¹³ ICCにおいて子ども兵士関連犯罪のみを訴因とした事件が有罪判決につながったことは、子ども兵士問題の重大性を国際社会に再認識させる役割を果たしたと言えよう。元子ども兵士であった被害者達の証言は、子ども兵士が置かれた悲惨な環境を赤裸々にし、子ども兵士問題の実態を広く知らしめることに貢献したのである。

上述のような社会的な影響とともに、子ども兵士に関する犯罪についてはICC規程や規則等においても詳細な定義がなかったため、ルバンガ事件判決は子ども兵士に関する犯罪の定義及び要件を明らかにするという法的効果が期待されていた。しかしこの点、ルバンガ事件判決が十分な詳細化に貢献したか評価は分かれる。ICCは、一五歳未満の児童を兵士として利用することが犯罪として禁止されるのは、子どもが特に傷つきやすいため特別な待遇が必要であるのであり、児童の精神的及び肉体的な安寧の確保を最重視して武力紛争に伴う様々な危険から児童を守ることを目的であると述べた。¹⁴ これは暴力や戦闘中の怪我に限らず、家族からの離別や教育の中断や妨害、並

びに暴力や恐怖の環境にさらすことを含めた徴集に伴う重大なトラウマの可能性から保護することも含まれると説明されている。¹⁵このように児童を保護する重要性を再確認しつつも、ルバンガ事件判決は子ども兵士に関する犯罪の定義及び要件を十分に明確化するには至っていないとも評されるのである。例えば、ルバンガ事件判決は「敵対行為に積極的に参加」させる罪の要件について詳細化するのではなく、事件毎に判断するとした。この点、ICC規程第八条上の「自国の軍隊」や「敵対行為に積極的に参加させるために使用すること」の定義を明白にすべきであったと多数意見を批判する反対意見を Odio Benito 判事は記しているのである。

4 罪状決定における検察官の裁量と性犯罪

コンゴ民主共和国内の紛争においては、拷問や殺人、強姦など多様な犯罪が犯されたことが確認されている。多種多様な犯罪が犯された中で検察が子ども兵士関連の犯罪に限定して訴追を行った点は、子ども兵士問題に国際社会の注意を喚起した点で評価する者がいる一方で、他の犯罪が罪状から排除された点を批判する者もいる。特に性犯罪がルバンガの容疑に含まれなかった点については、罪状決定における検察官の裁量が不適切に行使されたとし、結果として多くの性犯罪被害者を苦しめているとの批判の声もある。¹⁶コンゴ民主共和国で犯された性犯罪の多さと同罪の犯罪証拠が豊富に存在することから、これらの犯罪を起訴しなかったことによりICCの正当性が損なわれるとの批判もあった。¹⁷この点を不満に感じた被害者から性奴隷並びに非人道的及び残虐な取り扱いといった性犯罪の容疑を裁判所規則五五を用いて犯罪事実を追加することが要請されたことは注目される。第一審裁判部は当該要請を認める決定を下したが、同決定は後に上訴裁判部により覆され、訴追当初の犯罪事実以外の犯罪を審理することは否定されたのである。¹⁸このような手続過程や、証言台に立った元子ども兵士達が語った性的虐待の証言を認識しつつ、ルバンガ事件判決は、性犯罪について議論があることに言及はしたが、本件において訴追された容疑

の犯罪ではないことから被告人の責任については述べないとの判断を示したのである。

5 被害者の手続参加と被害者救済制度

判決が下された二〇一二年の段階では上述のようにルバングの犯した犯罪種別が国際的裁判機関での先例が少な
いものであったことから注目されているのであるが、実は、ルバング事件全体を通じては子ども兵士問題ではなく、
ICCの手続問題が実務家や学者の議論的であった。ルバング事件は刑事訴訟手続におけるテストケースとして
注目されていたのである。特に検察が用いた証拠収集方法の適切性や、被害者による裁判手続参加に関わる諸問題
が、学術的な論争の想像をはるかに超える形で法廷の場で展開され、実際にも裁判手続を遅延させていたのである。

被害者が法定手続に参加できる制度が導入されている点はICCの特徴の一つである。被害者及び証人の保護及
び公判手続への参加を定めるICC規程第六八条は三項において以下のように定める。

「3 裁判所は、被害者の個人的な利益が影響を受ける場合には、当該被害者の意見及び懸念が、裁判所が
適当と判断する公判手続の段階において並びに被告人の権利及び公正かつ公平な公判を害さず、かつ、こ
れらと両立する態様で、提示され、及び検討されることを認める。これらの意見及び懸念は、裁判所が適
当と認めるときは、手続及び証拠に関する規則に従い被害者の法律上の代理人が提示することができる。」

このようにICCでは被害者に公判手続への参加が認められているのであるが、しかし被害者の手続参加は、被
疑者の人権をいかに確保するかという難しい課題をつきつけている。生活保障や補償金を目当てに子ども兵士で
あったと偽り被害者として出廷した証人の証言が証拠から排除された例もあるのである。

被害者参加の制度が設けられていることにより、ICCでは同様の制度を持たない他の司法機関とは異なる新たな負担と、新しい問題に直面している。被疑者を有罪とするための証拠収集という目的の他に、ICCでは手続参加や賠償請求といった権利を付与する上で被害者を認定する必要性が生じているのである。「被害者」とはいずれの者を指すのか。被告人が犯した犯罪の被害者であっても訴状に掲げられなかった犯罪の被害者も含まれるのであるか。国内裁判所の賠償請求に関わる民事事件とは異なり、被告人の犯罪責任を追及する刑事裁判機関では厳密性が必要とされなかった「被害者」概念に関する問題が浮上しているのである。

ICC手続証拠規則八五は被害者を以下のように定める。

「規則八五（被害者の定義）

規程並びに手続及び証拠に関する規則の目的上、

(a) 被害者とは、裁判所の管轄内の犯罪の遂行の結果として危害を被った自然人を意味する。

(b) 被害者には、宗教、教育、芸術、学術若しくは慈善目的に供される財産、並びに歴史的建造物、病院及び人道的目的のためのその他の場所及び物に、直接的な危害を被った機関又は組織を含むことができる。」

しかしこれらの条文も被害者の概念やその要件の詳細を明らかにしていなかったため、議論を招いた。例えば、ルバンガ事件では、性暴力や拷問といった起訴されていない犯罪の被害を口にする者も多数いたのである。²⁰また、本件では、「非直接的被害者」が訴訟参加を申請し、否定された経緯もある。これは、ルバンガ被告人により徴集され又は紛争に参加させられた子ども兵士が行った暴力行為によって被害を受けた者が「被害者」と名乗りを上げた

からである。二〇〇九年八月八日、第一審裁判部はこのような者の訴訟参加を否定する決定を下したのであった。

このように、ICCでは被害者が利用できる特有の制度が導入されている以上、「被害者」の定義と要件、並びに被害者が有する権利が問題とされる。この点、ルバンガ事件判決は第一審裁判部と上訴裁判部の決定を基にして²¹ 一一の要件を明確にすることにより、被害者の手続参加の条件について後続の事件の指針を示したのである。裁判所は、二〇〇五年二月一六日に国連総会で採択された「国際人権法及び国際人道法の重大な侵害の被害者に対する救済と補償の権利に関する基本原則並びに指針」（国連総会決議六〇／一四七）の原則八を指針として用いた上で、被害者とは、肉体的又は精神的傷害、感情における苦痛又は経済的損失といった個人的な危害を、直接的又は非直接的に、個別に又は集団的に被った者であると述べた。また、本件において被害者とみなされるのは訴因である犯罪の被害者に限定されることを判示したのである。

結果として、ルバンガ事件手続では、一二九名（女性三四名、男性九五名）の被害者が手続参加を認められたのであり、その内二八名は手続参加が承認された時点で一八歳未満の未成年であった。²³ 手続参加が認められた被害者は主に元子ども兵士であり、元子ども兵士の親族も含まれていた。被害者の多くは保護制度の下で保護されていたため、身元開示されたのは一二九名中二三名のみであった。²⁴ ルバンガ事件において被告人の有罪が確定したならば、その後はICCにおいていかに被害者の救済を図るか、ICCの特徴の一つでもある被害者救済制度の機能が注目されるのである。

6 情報源に関する守秘義務と公正な裁判を受ける権利との対立

前章で本件の訴訟手続行程を紹介したが、ルバンガ事件は何度も手続が中断された経緯がある。これは検察による証拠開示拒否を非難したものであった。

捜査についての検察官の責務及び権限を定めるICC規程第五四条は、三項（e）で、検察官が「（e）手続のいずれの段階においても、専ら新たな証拠を得るために秘密を条件として自己が入手する文書又は情報について、これらの情報の提供者が同意しない限り開示しないことに同意すること」ができると定めている。しかし、公正な裁判を確保する上で弁護側に十分な準備の機会を与えるためには、検察が入手した証拠の情報を被疑者にも提供する必要がある。そのため、ICC規程第五四条三項（e）に基づき収集された証拠の守秘義務と開示についての問題が生じていたのである。

また、ルバンガ事件では他にも証拠収集の問題が発生していたのである。検察が証拠収集において依存していた現地の仲介組織が批判の対象とされていた。仲介組織はその中立性に疑問がもたれるとともに、証人に対して虚偽の証言を行うよう教唆した疑いがあったためである。

7 手続違反についての被告人の救済手段

本件において第一審裁判部は検察側の不手際によって被告人が被った不利益の救済手段として公判手続の延期と被告人の釈放を決定している。法廷において法廷手続の違反や被告人の権利が侵害された場合、そのような原因たる行為の停止が行われるべきことは明らかであるが、行為の停止に加えてはたして如何なる対応がなされるべきかとの問題がある。被疑者が被った不利益に対しての金銭賠償の支払、又は裁判手続上の時間的猶予の提供といった優遇、又は刑罰の軽減や釈放といった、何らかの措置が講ぜられるべきか否か議論があるところである。本件においては、公判手続を停止させ釈放を命じた第一審裁判部の決定を上訴裁判部は撤回するにあたり同決定の軽率さを批判していたのである。度重なる延期措置や釈放命令の決定と撤回とそれに伴う混乱と事件処理の長期化を招いたICC内でのルバンガ事件処理の錯綜は、ICCの裁判における手続違反や人権侵害についての救済措置の詳細が

不明である問題点を浮き彫りにしたのであった。この問題は ICC に限定して生じた問題ではなく、ルワンダ国際刑事裁判所や旧ユーゴ国際刑事裁判所などでも適正手続違反の救済方法について論争があったのである。²⁵

四 おわりに

本稿で紹介したようにルバンガ事件の手続がたどった道は決して平坦なものではなかった。検察及び弁護側から提起された膨大な数の抗弁や主張と証拠・証言の山積、それに関わる ICC の諸決定に埋もれつつも ICC の試行錯誤が見られる道程は、何度も失速し墜落しかねながらようやく着地したような試験飛行を想起させる。後にルバンガ事件は誕生して歩み始めたばかりの ICC の未熟な時代を象徴する事件として振り返られることであろう。

- 1 ICC Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of the Congo in the Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, Judgment Pursuant to Article 74 of the Statute, ICC-01/04-01/06-2842, 14 March 2012 (hereafter referred as the Lubanga Judgment).
- 2 ICC Pre-Trial Chamber I, Situation in the Democratic Republic of the Congo in the Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo, Warrant of Arrest, ICC-01/04-01/06-2, 10 February 2006.
- 3 ICC Trial Chamber I, Decision on the consequences of non-disclosure of exculpatory materials covered by Article 54(3)(e) agreements and the application to stay the prosecution of the accused, together with certain other issues raised at the Status Conference on 10 June 2008, ICC-01/04-01/06-1401, 13 June 2008, paras. 92-94.
- 4 ICC Trial Chamber I, Decision on the release of Thomas Lubanga Dyilo, ICC-01/04-01/06-1418, 2 July 2008.
- 5 Decision on the Prosecution's Application to lift the Stay of Proceedings, ICC-01/04-01/06-1467, 3 September 2008.
- 6 ICC Appeals Chamber, Judgment on the appeal of the Prosecutor against the decision of Trial Chamber I entitled "Decision on the release of Thomas Lubanga Dyilo", ICC-01/04-01/06-1487, 21 October 2008.

- 7 ICC Trial Chamber I, Redacted Decision on the Prosecutor's Urgent Request for Variation of the Time-Limit to Disclose the Identity of Intermediary 143 or Alternatively to Stay Proceedings Pending Further Consultations with the VWU, ICC-01/04-01/06-2517-RED, 8 July 2010.
- 8 Trial Chamber I, ICC-01/04-01/06-T-314-ENG, 15 July 2010.
- 9 ICC Appeals Chamber, Judgment on the appeal of the Prosecutor against the decision of Trial Chamber I of 8 July 2010 entitled "Decision on the Prosecution's urgent Request for Variation of the Time-Limit to Disclose the Identity of Intermediary 143 or Alternatively to Stay Proceedings Pending Further Consultations with the VWU", ICC-01/04-01/06-2581, 6 October 2010. Also, ICC Appeals Chamber, Judgment on the appeal of Prosecutor against the oral decision of Trial Chamber I of 15 July 2010 to release Thomas Lubanga Dyilo, ICC-01/04-01/06-2583, 8 October 2010.
- 10 ICC-01/04-01/06-2581, *ibid.*, paras. 55, 59, 60.
- 11 「○○における裁判の迅速化の問題」については、Heidi L. Hansberry, "Too Much of a Good Thing in Lubanga and Haradinaj: The danger of expediency in international criminal trials" *Northwestern University Journal of International Human Rights* Vol. 9 (Summer 2011).
- 12 ICC規程第八條二項は以下のように定める。
「ICC規程第八條(戦争犯罪)
(略)
2 この規程の適用上、「戦争犯罪」とは、次の行為をいう。
(略)
(b) 確立された国際法の枠組みにおいて国際的な武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対するその他の著しい違反、すなわち、次のいずれかの行為
(略)
(xxv) 一五歳未満の児童を自国の軍隊に強制的に徴集しもしくは志願に基づいて編入すること又は敵対行為に積極的に参加させるために使用する」と。
(略)
(c) 確立された国際法の枠組みにおいて国際的性質を有しない武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対するその他の著しい違反、すなわち、次のいずれかの行為
(iii) 一五歳未満の児童を軍隊若しくは武装集団に強制的に徴集しもしくは志願に基づいて編入すること又は敵対行為に積極的に参加させるた

めに使用された」。

(参)

13 子ども兵士に関する裁判例として、拙稿「子ども兵士に関する戦争犯罪——ノーマン事件管轄権判決(シエラレオネ特別裁判所)」「金沢法学」第四八巻一号(二〇〇五年十一月)、参照。

14 See, Lubanga Judgment, para. 605.

15 Ibid.

16 See, K'Shaani O. Smith 'Prosecutor v. Lubanga: How the International Criminal Court Failed the Women and Girls of the Congo' *Harvard Law Journal* Vol. 54 (Winter 2011).

17 See, Siema Merope 'Recharacterizing the Lubanga Case: Regulation 55 and the consequences for gender justice at the ICC' *Criminal Law Forum* Vol. 22 No. 2 (2011).

18 ICC Trial Chamber I, Decision giving notice to the parties and participants that the legal characterisation of the facts may be subject to change in accordance with Regulation 55(2) of the Regulations of the Court, ICC-01/04-01/06-2009, 14 July 2009. ICC Appeals Chamber, Judgment on the appeals of Mr. Lubanga Dyilo and the Prosecutor against the Decision of Trial Chamber I of 14 July 2009 entitled "Decision giving notice to the parties and participants that the legal characterisation of the facts may be subject to change in accordance with Regulation 55(2) of the Regulations of the Court, ICC-01/04-01/06-2205, 8 December 2009.

19 ルバンガ事件判決前の諸手続における問題点(犯罪事実確認手続における証拠の要約と編集削除の問題、被害者の参加形態をめぐる問題、証拠開示と秘密保持合意文書の開示問題、裁判部が認定する犯罪事実の問題、仲介者の身元開示と公正な裁判の問題)を指摘した論稿として、東澤靖「国際刑事裁判所(ICC)における「公正な裁判」——ルバンガ事件を振り返って——」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』第一五号(二〇一一年十一月)、参照。

20 ルバンガ被告人が犯した犯罪として、三〇人(女性一八人、男性一二二人)が性暴力犯罪を、さらに三〇人(女性五人、男性二五人)が拷問の被害を受けたと主張した。See, Lubanga Judgment, para. 16 and note 54.

21 公判における被害者の役割や要件等に関する第一審裁判部及び上訴裁判部の決定については、東澤靖「国際刑事裁判所における被害者の参加——ルバンガ事件(国際刑事裁判所上訴裁判部二〇〇八年七月二二日判決)」「国際人権」第一九号(二〇〇八年一〇月)、参照。

22 See, Lubanga Judgment, para. 14.

23 See, Lubanga Judgment, para. 15 and note 51.

24 Lubanga Judgment, para. 18.

25 ルワンダ国際刑事裁判所において生じた適正手続違反の救済手段の問題については、拙稿「ルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR) と被疑者の人権——手続違反の救済について」『金沢法学』第四八巻一頁(二〇〇六年三月)、参照。